

## [事案 2019-322] 契約解除取消等請求

・令和2年11月19日 和解成立

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和元年6月から1ヶ月の間に、「めまい症」によりA病院（入院①）とB病院（入院②）に入院、「急性薬物中毒の疑い・呂律障害・意識障害」によりC病院に入院（入院③）、「非定型精神病」によりD病院に入院（入院④）したため、平成29年11月に契約した医療保険にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除され、入院給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院①～④について入院給付金等を支払ってほしい。

- (1) 不告知とされた「不眠症」によるE病院への通院歴については、医師に話を聞いてもらっていただけで診察を受けたという自覚はなく、薬は処方されていたが服薬しなかった。
- (2) 「不眠症」と「めまい症」「急性薬物中毒の疑い・呂律障害・意識障害」「非定型精神病」の間にはいずれも因果関係がない。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 平成23年9月から平成29年9月の間、「不眠症」により受診し、投薬を受けていたことの告知がなかった。
- (2) 「不眠症」と「めまい症」「急性薬物中毒の疑い・呂律障害・意識障害」「非定型精神病」の間にはいずれも因果関係が認められる。
- (3) 「めまい症」「急性薬物中毒の疑い・呂律障害・意識障害」「非定型精神病」は、責任開始期前に発症していたことが認められる。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の故意または重大な過失による不告知が認められ、告知義務違反による契約解除の取消しを認めることはできず、入院①～③にかかる入院給付金等の支払いも認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 不告知の「不眠症」と入院④の「非定型性精神病」の間について、C病院、D病院の主治医の意見は「同一性、因果関係なし」である。
- (2) また、当審査会が独自に意見を徴求した外部の専門医も、「不眠症」と「うつ病」「非定型精神病」は精神医学的に別の病態とされ因果関係は認められていないと回答し、「不眠症」

および「うつ病」の患者に「非定型精神病」が発症しやすい等の報告もないと回答している。

- (3) 「不眠症」と「非定型精神病」が別の病態であるなら、「非定型精神病」が責任開始期前に発症していたとも認められない。